

令和4年11月21日

浪江町長 吉田 栄光 様

浪江町除染検証委員会  
委員長 塚田 祥文

### 浪江町除染検証委員会における検証結果報告（特定復興再生拠点区域）

浪江町除染検証委員会は、環境省、福島県などと協力の下、平成28年度より町内の除染状況についての検証を開始し、令和2年度以降には、特定復興再生拠点区域に焦点を絞り、9回の委員会において除染等による空間線量率、放射能の低減について検証を行ってきました。

令和4年6月6日には、同区域の準備宿泊の実施に向けた検証結果報告を提出しました。その後も、除染箇所の現地調査や準備宿泊者宅の訪問等を実施しながら、除染等による空間線量率等の低減効果について検証を行ってきました。

この度、令和5年春頃に予定される特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、除染の実施状況や除染後の線量率の状況等について検証した結果を下記のとおりご報告いたします。

### 記

#### （検証結果）

環境省より提出された報告（別紙）によれば、特定復興再生拠点区域については除染が概ね完了していると認められる。当該区域の地上1mの空間線量率は、環境省の実施した9,162点での測定結果によると、除染前の平均値から、令和4年度の事後モニタリングの平均値は約64%の低減（宅地の空間線量率は、除染前の空間線量率に比べ約66%の低減）がされており、避難指示解除の目安となる年間20 mSvを十分に下回ることが確認された。

また、代表的な生活行動パターンを想定した被ばく線量シミュレーション結果や、拠点区域で実施した家屋解体や除染に従事する作業員の被ばく線量を調査した結果も、年間20 mSvを十分に下回っていた。

これらの報告から、同区域における主な生活圏となる地域の空間線量率の低減が図られており、放射性物質による汚染環境は着実に回復していると判断できる。

一方、福島復興再生基本方針に定める長期目標である「個人の受ける追加被ばく線量が年間1 mSv以下」を実現するために、今後も継続した取り組みが必要である。

次に、本検証委員会で検討した実施すべき対策を取りまとめた。

(実施すべき対策)

① 放射線量管理に関する対策

- ・ 避難指示解除後も、町内における放射線の状況について環境中の放射線モニタリングを継続して実施すること。また、住民がいつでも線量を把握できるよう情報システム体制を整えること。
- ・ 空間線量率を自ら確認できるよう空間線量率測定器と個人被ばく線量計の貸出体制を維持し、住民自らによる線量測定を実施できる体制を継続すること。町は、それらの結果を把握し、住民の被ばく線量の管理をすること。
- ・ 環境中の放射線モニタリング及び空間線量率測定の結果から追加除染等の線量低減対策が必要な場合は、関係機関は適切な対応をとること。
- ・ 食品、飲料水等の放射性物質濃度の測定検査体制を継続すること。
- ・ 住民が抱える放射線に対する不安や疑問に専門的な立場から対応できるよう放射線相談窓口の体制を継続し、住民からの様々な問い合わせに丁寧に対応していくこと。また、リスクコミュニケーションや町広報媒体により、分かりやすい情報の発信に努めること。

② 水源等に関する対策

- ・ 生活用水を供給するダムから河川に至る水系は、大雨や災害等により放射性物質を含む堆積物等が再度蓄積し線量が上昇する懸念があることから、取水場等で定期的にモニタリングを行い、関係機関で情報共有し、住民の不安解消に向け対応すること。

③ 森林等への対策

- ・ 生活圏に隣接する森林については、森林から生活圏への放射線の影響を可能な限り低減するよう宅地周辺の森林除染を行っているが、十分に線量が低減しない場合は、追加除染の早期実施等を含めた対策を講ずること。
- ・ 森林と生活圏との境界では、大雨や災害等により放射性物質を含む堆積物等が再度蓄積する可能性があることから、必要に応じモニタリングにより再汚染の有無を確認すること。

- ・ 除染範囲外となる森林等の未除染箇所への立ち入りや長時間の作業については、事前に線量のシミュレーションを行うことを推奨するなど注意喚起を行い、無用な被ばくを避けること。立ち入る際には個人被ばく線量計を携帯し、空間線量率測定器にて空間線量率を測定して、線量の把握に努めるよう周知すること。

#### ④ 粉じん対策

- ・ 通常的环境における粉じん吸入による内部被ばくへの影響は小さいと考えられるが、帰還困難区域からの粉じんの舞い上がりによる不安を抱く住民もいることから、特定復興再生拠点区域を含めた区域で、大気浮遊じんモニタリングやサンプリング場所の放射性セシウムの沈着量の測定を行う等の対応をすること。

#### ⑤ 除染廃棄物（除去土壌等）仮置場への対策

- ・ 区域内で除染廃棄物仮置場の設置が継続される場合は、環境省は適正に管理し、周辺住民が安心して生活できるよう仮置場周辺の空間線量率等のデータを継続的に取得し公表すること。また、終期を迎えた仮置場については、速やかに地権者に原状回復のうえ返還し、近隣住民の不安解消に努めるよう環境省と町は連携し対応すること。

#### ⑥ 除染未同意者への対策

- ・ 特定復興再生拠点区域の除染実施対象地については概ね除染が完了しているものの、同意が得られない等の理由で未だ未除染となっている地点については、帰還する周辺住民の懸念を払拭するため、今後も環境省と町は連携し、未除染地点の解消に努めること。

以 上